

第27回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成23年7月8日（金）16:00～17:24

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、阿藤委員、安部委員、井伊委員、首藤委員、
椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官
、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局
調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計
部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策
局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計整備グループ企画役、
東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府
大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、
千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4. 議 事

- (1) 今後の基本計画部会における審議の進め方等について
- (2) 重要検討事項の審議
- (3) その他

5 議事録

○樋口部会長 ただいまから第27回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、先ほど第46回「統計委員会」におきまして、総務大臣から御報告を受けました
統計法の施行状況につきまして、基本計画部会に付議されましたので、今回、基本計画部
会を開催することになりました。

なお、本部会の部会長は、私が務めることになっておりますので、私の方から議事を進
行させていただきたいと思っております。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局からお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 資料1としまして「平成22年度統計法施行状況に関する審議の進め方（案）」がございませう。

資料2と資料3は、それぞれ先ほどの統計委員会で、資料1-1、資料1-2と同じものですので、そちらを御覧いただけたらと思います。

よろしくお願ひします。

○樋口部会長 それでは、基本計画部会は久しぶりに開催するというごうもございませうので、まず、部会長代理を決めさせていただきます。

当部会の部会長代理は、昨年の審議に際しまして、統計委員会で第一条第五項に基づき、深尾委員にお願いしておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、平成22年度の統計法施行状況に関する審議の初会合でございませうので、まず、今後の審議の進め方、特に重要検討事項（暫定）について決定していただきたいと考えております。その後、本日の統計委員会で報告のありました施行状況報告全体について説明を受けた後、決定していただきました暫定的な重要検討事項につきまして、審議を進めてまいりたいと考えております。

まず、今後の本部会での審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 それでは、お手元の資料1を御覧ください。「平成22年度統計法施行状況に関する審議の進め方（案）」でございませう。

まず「1 基本的な考え方」を整理してございませう。

昨年度と同様に、重点的に審議すべき課題（重要検討事項）を選定した上で審議するというごうで整理させていただいております。

重要検討事項は、以下のメルクマールに沿って選定するというごうです。

①政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い課題というごうで、例示的に言えば、多くの統計に関わるようなものというイメージでとらえていただけたらと思います。

②その事項が実現したごうの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題というごうで、複数府省にまたがるような政府横断的な課題というイメージでとらえていただけたらと思います。

このようなメルクマールを念頭に置きながら、3つ目の○でございませうけれども、審議に当たっての若干留意事項的なごうが書いてございませう。今年度は、各府省が、御存じのように東日本大震災発生後、厳しい調査環境の下で統計関係業務の実施を余儀なくされてごうといった点を十分に考慮するというごうを掲げてございませう。また、平成22年度が基本計画期間の2年目に該当するというごうで、目標に向かつて取組みを進めている途上のものがあるごうにも留意するというごうを書いてございませう。

「2 重要検討事項の選定」を以下、整理してございます。

昨年度の審議におきまして、統計整備等の方向性を提示した以下の7事項については、引き続き重要検討事項として、その後の措置状況について審議するという事で整理させていただきます。

若干、去年の7事項につきまして、どういう審議であったかについておさらいをしておきたいと思っております。別紙3が3枚目でございます。こちらを御覧ください。

昨年度は、9月30日に審議結果報告書を取りまとめたということになってございました。この法施行状況審議は、昨年度が初めてだったわけですが、審議結果が2つ目の箱に書いてございますけれども、統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項については、取り組むべき統計整備等の方向性をとりまとめるということでございます。そのうち、特に政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいものなどについては、所管する府省における重要課題として取扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示するという事で整理させていただいたものでございます。

一番下の箱には、重要事項に関する統計整備等の方向性をコンパクトにまとめてあります。

意見として提示した事項は、国民経済計算の関係とビジネスレジスターの関係でございます。国民経済計算につきましては、工程表の策定及び責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応といった事柄を指摘しております。ビジネスレジスターにつきましては、基盤的・共通的なデータの収録等の検討、(データの)時系列的な整備、各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進といったことを指摘してございます。

意見として提示しませんでしたでしたが、その他の重要な事項ということで、ワークライフバランスに関する事柄。これにつきましては、1つ目のポツにございますように、雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析することなどを指摘しております。

2つ目の○の非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整理につきましては、関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示するという事を指摘しております。

3つ目の○の二次的利用の関係につきましては、2つ目のポツにございますように、ニーズを踏まえて、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進といったことを指摘しております。

4つ目の○の人材の育成・確保につきましては、2つ目のポツにございますように、政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討ということで整理してございます。

5つ目の○の行政記録情報等の活用につきましては、前4者とは違うのですが、活用の推進について、統計委員会として調査研究をするということで整理されたものでござい

す。

以上が、昨年度審議された内容でございます。

この掲げる7課題については、その後、各府省でどのように対応されたか、そのフォローアップをするということで、今年度も引き続き取り扱わせていただきたいということでございます。

そういう意味で、去年の7課題は必ず御審議いただくことにしているのですが、2の2つ目の○にございますように、本日の部会終了後、各委員の方々にメールで、後ほど統括官室から報告書についてのご説明がございますけれども、それについて質問したい事項や、あるいは重要検討事項として追加すべき課題がある場合には、それを意見として出していただくということをお願いしようと思っております。そのところで提示いただいた追加の重要検討事項といったものについて、必要に応じて、追加でまた決めていただくという段取りを描いております。

段取りとしては、本日メールでお願いをいたしまして、7月14日を締切りとしまして、とりまとめたものを7月22日、次々回の基本計画部会でお示しして、そこで審議いただくという段取りを考えてございます。

「3 審議体制等」でございます。

昨年度とは異なりまして、昨年度は分野別に3つのワーキングを設けて審議いただいたわけですが、今年度は基本的には基本計画部会で御審議いただくということを中心に考えております。ただ、1つ目の○にございますように、国民経済計算に関する事項につきましては、内容が広範多岐にわたるということ等を勘案し、国民経済計算ワーキンググループだけを設置して、そこで審議いただくということを考えてございます。

メンバーは、2枚目の別紙1を御覧いただきたいと思います。現在の国民経済計算部会のメンバーの方々にお願いをして、御審議いただくという形を考えてございます。

3の2つ目の○ですけれども、繰り返しになりますが、国民経済計算以外のものについては、この基本計画部会で審議いただくこととなります。

審議の進め方としては、必要に応じまして、重要検討事項等の所管府省に関してヒアリング等を実施するという形で進めさせていただけたらと思います。

最後の○でございますが、平成21年度から継続して措置している事項については、昨年度のヒアリング等の結果を活用するというので、お手元に、昨年度まとめた資料をファイルの形で置かせていただいております。

2ページは「4 審議スケジュール」の概略が掲げてあります。

7月において一応報告をいただき、それをこの部会に付託いただいた上で、審議の進め方等を本日決定いただいた上で審議を進める。

審議は、7～9月の大体3か月間でやっていただくこととなります。

9月上旬に審議結果をとりまとめて、9月中下旬には、審議結果を本委員会で採択いただくという構想でございます。

スケジュールにつきまして、少し細かいものを4ページに用意してございます。

一応、7月の欄から御覧いただくとよろしいかと思うのですが、上の表頭を御覧いただきますと「本委員会」「基本計画部会及び国民経済計算WG」「国民経済計算WG」と3つの欄を設けてございます。それぞれのスケジュールが落としてあります。真ん中の基本計画部会（及び国民経済計算WG）のところを御覧ください。

7月8日は、今回第1回の審議ということで、先ほど、昨年度の審議結果のレビューを申し上げましたが、それを踏まえつつの審議の進め方ということで、どういう体制でやり、重要検討事項をどういうふうに検討していくかというところをお決めいただくということです。

国民経済計算につきましては、ワーキンググループの設置についてお諮りさせていただきます。今回お時間がいただければ幸いです。関係府省へのヒアリングということで、昨年度の7事項のうち、ビジネスレジスターについては、本日御審議をいただけたらという予定を書いているものでございます。

一番下のポツは、先ほど申しあげました委員への意見聴取ということで、部会終了後、アンケートを投げさせていただくというものでございます。

中旬になりましたら、来週14日に2回目の審議をやります。そこにおいては、去年の7事項のうち二次的利用と人材育成をヒアリングさせていただく。それと併せて、行政記録については、統計委員会の事務局から御報告ということでございます。

下旬になりましたら、22日、この日は委員会も開かれるんですが、部会におきましては第3回の審議ということで、7事項のうちワークライフバランスと非正規雇用の関係について御審議いただく予定でございます。

22日におきましては、先ほど申し上げたように、各委員の方々に投げた意見照会のとりのまとめた結果をお示ししたいと思います。お示しいただいた上で、追加の重要検討事項の候補が上がりましたら、それについて何を選択するかを決定いただくということを考えてございます。

7月22日の段階で、昨年度の7事項全体を一通り御審議いただきつつ、新しい追加的な検討事項をお決めいただく。大体そのようなイメージになります。

8月に入りまして、上旬、中旬は特に何も無いのですが、下旬の29日になりましたら、4回目の審議をやりまして、そこで追加の重要検討事項がもし出てきた場合には、その審議、あるいはいろいろ質問事項等も意見聴取の際に出てくると思われますので、それについての審議といったことを予定してございます。

それを経て、更に9月上旬になりましたら、第5回目の審議を行いまして、ここでそれまでいろいろ出てきた課題、あるいは議論の最終的な整理をしまして、審議結果のとりまとめ、ここで可能であれば、報告書（案）の提示もしたいと思っております。

最終的には、9月下旬の22日に、第6回目の審議を行いまして、そこで審議結果報告書を決定いただくという方向でございます。そこで決まったものにつきましては、同日開催

される統計委員会で審議結果報告書の採択という流れでございます。

私の方からは、以上でございます。

○樋口部会長 これまで委員の皆様と懇談を重ねてまいりまして、そのプロセスにおいて、今年度の統計法施行の状況に関する審議について、今、説明をいただきましたような、粗々こういう方向で進めていったらどうかということでまとめさせていただきました。

皆様の意見を頂戴しまして、大体これでよろしいかと私は思って、今回提案をさせていただきますが、もう一度、この資料1に基づきまして、確認をしたいと思っております。

基本的な考え方は、そこにあるとおりでございますが、まず、重要検討事項の選定について、本日お願いする点でございますが、そこについては、大きく2つのパターンがございます。

1つは、昨年度の審議において、統計整備等の方向性を提示した7事項については、今年度フォローアップを行っていくということで、この1年間の進捗状況について確認をするようにしたい。

もう一つの方は、新たに付け加える項目につきましては、今も説明がありましたように、皆様からの意見聴取を行い、その結果を踏まえた上で、必要に応じ、新たな重要検討事項について、後日選定したいと考えております。

また、2ページにありますような審議体制につきましては、昨年と若干違って、今回につきましては、基本的には基本計画部会において集中的に審議していく。ただ、内容が広範多岐にわたっております国民経済計算につきましては、基本計画部会の下に国民経済計算ワーキンググループを設置し、そこで審議することをお願いしたいと考えております。

ちなみに、紹介されました日程につきましては、これで十分こなせれば、これでよろしいかと思っておりますが、こなせない場合には追加もあり得るということで、こういう形での御提示をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。何かこの進め方につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

深尾部会長代理、どうぞ。

○深尾部会長代理 委員の意見聴取に関連して、考え方を確認したいのですが、東日本大震災にどう統計が対応しているかというのは、統計法の精神上は、恐らく非常に大きな問題で、例えば統計の質を維持したり、向上させるということ。

ただ、基本計画には、震災のことは想定されて書いていないわけです。そのところは、この施行状況に関する審議の一部になり得るのでしょうか。例えばSNAで東北3県の情報がないときに、それをどう補完するかという問題について、現在どうされているかという問題は、この審議の対象になり得るかということについてお聞きします。

○樋口部会長 今の点、まず確認事項として、基本的にその方向でよろしいのかどうかということです。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 統計法の施行に関することであれば、すべてがその対象ということで、震災の影響を受けた場合にどういう対応をするか。それも含めて審

議することは可能でございます。

○樋口部会長 ただ、3月11日という微妙なタイミングで起こっているもので、22年度ということでは、3月11日以降も3月いっぱいということで、これをリジッドに適応するのか。先ほど、総務省の方からもいただきました報告書の中でも、4月に入ってから項目も幾つか入っているわけでありまして、そこは臨機応変に今回はやらざるを得ないのかなと思います。

どうぞ。

○池川総務省政策統括官 今、委員長からも御指摘がありましたように、先ほど提出いたしました報告書の中に、いろいろな対応状況について記述しているところがございますけれども、例えば資料1-1の157ページに、いろいろな対応状況を詳細にまとめてございます。震災関連の事項を可能な限りとりまとめたところではありますけれども、これを御覧いただきますればわかりますように、まさに動いておるところでございますので、それぞれのタイミング、タイミングで、全部お答えできない部分もあろうかと思いますが、それぞれ可能なお答えさせていただきたいと思っております。まさにそれぞれの省庁で動いているところだということは、申し訳ございませんけれども、御了承いただければありがたいと存じます。

○樋口部会長 今の点につきまして、いかがでしょうか。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 ほかの件も含めて関連なんですけど、報告書の78ページは、緊急ニーズに対する対応ということで、震災のことがかなり出ています。全体的な話として伺いたいんですけども、今日、我々はこの報告をいただいて、これをとりあえず読むわけですね。読んで、自分の考えたことを14日までに提出するよという話ですか。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 大変短くて恐縮なんですけどという留保条件付きです。これは、どうしてももう少し時間が欲しいという御用命があれば、そこは弾力的に対応させていただけたらと思っております。

○安部委員 わかりました。

では、そのことを前提として、一応ここに大震災において以下の対応を実施ということで、78ページですけれども、各府省から上がってきているわけで、これを読んで、これで結構だということであれば、そういう評価になるでしょうし、そこら辺がどうなのかなと。

○樋口部会長 今、統括官の方からも指摘がありましたが、まさに動いているんです。動いているという意味は、この報告書を取りまとめた状況の後についても、また変更がなされているようなこともございますので、そこまで含めて審議をするのか。それとも、本来あるべき姿というものと比べてどうかという、動いていて、例えば要望を出したら、実はその後、実行に移されましたといったことも多々あるかと思っておりますので、そのところは臨機応変に対応していかざるを得ないかなと思います。

また、これをまとめるのは9月末ということになります。またその間に変わっていくことがあるということですので、どこまで書き込むのかということについては、慎重にしていけないといけなかったなと思いますが、審議の方は進めてもいいということだろうと思います。

基本的にこういう方法で進めてよろしいということであれば、そのようにさせていただきますが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口部会長 それでは、確認いたします。

基本的に、資料1のとおり御了解いただいたということで、皆様よろしく願いいたします。

次に、本日の統計委員会で概略の御説明がございました「統計法の施行状況報告」と、昨年度、統計委員会として意見を提出させていただきましたものの、その後の対応状況について、改めまして総務省の方から、かいつまんで重要なポイントだけで結構ですので、御説明いただきたいと思います。

○澤村企画官 総務省政策統括官室の澤村でございます。

早速ですが、先ほどお配りした委員会資料1-1、基本計画部会資料では2となりますが「平成22年度 統計法施行状況報告」の概要から説明させていただきます。

先ほどの説明で全体の構成等は御説明しておりますので、これからは統計法の条文に従って、関連する事項をとりまとめております本編9ページ以下のところで、変更点を中心に、今年度の状況を御説明したいと思います。

まず「Ⅱ 基本計画の推進」です。

先ほども少し触れましたように、今年度につきましては、全体196ある事項のうち、189、96%に当たる事項については、それぞれの取組みに着手しております。前回の報告時から比べますと、(2)の4行目辺りになりますが、新たに16事項の追加ということでございます。

残る7事項につきましては、次のパラに記述しております。表1-1を御覧いただければおわかりかと思いますが、一番上の埋蔵鉱量統計の一般統計調査化は、今の基幹統計から一般統計に変更するという事項でございます。基本計画では、22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置ということで、まだ実施時期は到来しておりませんので、22年度中には措置を講じておりません。このため、未着手となっておりますが、23年度に基幹統計の廃止手続をする予定になっております。

以下、残りの6事項についても、実施までにある程度時間があるものや、その中では下から2番目のところがございますように、自己評価結果を統計調査の承認審査に活用し、各府省の負担を軽減するという、私ども統括官室の取組みでございますが、着手の前提となります評価というのが新たな取組みですので、なかなか難しゅうございまして、まだ完全に進んでおりません。

そういう状況もありまして、基本計画には、22年度から実施と記載してございますが、まだ実施に至っていないということでございます。

10ページは、189事項の取組状況を見ていく場合に、毎年度継続的な取組み、つまり21年度から実施すると書かれているような取組みとか、25年度までに検討するとか、21年度から検討するというように、一定の期間が必要な事項もございます。

そうした中で、全体はどのように進んでいるのかという取組実績を数値として表すのはなかなか難しゅうございます。このため、今回は189事項のうち、実施時期欄に平成21年度または22年度に実施、検討する等と記述されている、明確な38事項について、その取組状況を整理してございます。

それが表1-2でございますが、上の21年度を実施期限とするという事項を御覧いただいたらわかりますが、下段の括弧内が今年の報告時点での事項数でございます。例えば、目的をほぼ達成していると思われる事項というのは、昨年度は9事項でございましたが、今年度では14事項と、取組みの対応が進んできているのではないかと考えております。

なお、この表については、あくまで進捗状況を見るために私どもで21年度、22年度の報告を整理したものでございます。決して私どもの方で各省さんの取組みを評価したのではなく、あくまでも取組状況を整理したものだとして御理解いただきますようお願いいたします。

その下の「2 主な推進実績」でございます。

先ほど申しましたように、22年度につきましては新たに基幹統計として整理すると記載されている3統計については、すべて基幹統計化が完了しております。この詳細につきましては、委員の皆様方に審議していただきましたので、既に御承知のとおりかと思っておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページでございます。

一番上が国民経済計算の四半期推計の諸課題の解決ということで、これについては季節調整法の関係の改善を図るという事項が基本計画に掲げられておりますが、これについても21年度から検討を進めて、今回、四半期分割法については、比例デントン法を導入するなどの改善を図ったところでございます。

統計基準の設定についても、委員会に諮問した事項でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、大きくくりの社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備関係でございます。

まず、1番目の国民生活基礎調査のクロス分析の充実につきましては、これも委員会による審議結果を踏まえた改変ということで、色々と審議していただいた事項ですので、説明は省略させていただきます。

次は、観光に関する統計の整備ということで、ここについては3つほどの課題が掲げられております。具体には、旅行・観光消費動向調査、宿泊旅行統計調査の充実です。

各地方公共団体の都道府県間比較ができるような観光統計、観光入込客統計の整備や、観光サテライト感情の作成、公表という課題につきましても、それぞれ対応が進められているところでございます。

次に、12ページの統計リソースの確保及び有効活用関係でございます。

ここでも既に御承知のとおり、22年国勢調査の実施につきましては、調査項目の削減・変更、インターネットを用いた一部地域での導入のほか、学校教員統計調査におけるオンライン調査の導入や、経済産業省生産動態統計調査における調査品目の削減等々の取組みが行われているところでございます。

1つ飛びまして、下の実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持というところでございますが、ここについても都道府県、地方公共団体の体制等を考えて、調査の見直しを進めていこうというところで、1つ目の国勢調査におきましては、郵送調査、インターネット回答の導入やコールセンターの設置という対応を図っております。工業統計調査につきましては、国直轄の郵送調査に変更するという対応をしまして、地方公共団体の業務負担とか報告書の負担軽減にも取り組んでいるところでございます。

先ほど、安部先生から御質問がございましたが、緊急ニーズへの対応につきましては、基本的に既存統計の結果を活用した特別集計での対応ということで、この取組みに掲げられているところは、22年度国勢調査の結果であるとか、21年度の経済センサス基礎調査の結果を活用した特別集計によって、政務官からも御紹介がございましたが、各地の被害状況の把握等の資料を作成しております。

ただし、先ほどからの説明にもありましたように、「これから」という部分もございまずので、対応も非常に難しいかなというところでございます。

以上は簡単に主な取組みだけを掲げているものでございます。

なお、先ほど説明させていただいた実施期限云々の関係でございますが、43、44ページを御覧ください。私どもの方で先ほどの進捗状況を整理したものでございます。例えば下から3つ目のところ四半期推計のところ、内閣府さんの「リビジョンスタディ」という話がございます。これにつきましては、昨年度の取組状況では、動向分析、結果とりまとめまでおやりになって、その後の推計法案の見直しについては、今後検討という形で御報告があったところです。その後、22年度において推計方法の見直しを行ったということで、こういう場合、私どももこれで見直しを行ったということで、一応の目的は達成したものであるということで考えております。

ちなみに、昨年度の場合でしたら、まだ検討中ですから「検討中」という話になろうかと思えます。

また、53、54ページを御覧いただけますでしょうか。この上から3つ目は、先ほど御説明した季節調整の関係でございますが、これについても求められているのは、統計基準として設定し、公示するというところでございますが、昨年度の報告では、取組実績なしということで未着手という扱いになったかと思えますが、今年度は公示まで行われたというこ

とで、目標を達成したものと整理させていただいているところでございます。

ちなみに、その上を御覧いただきたいんですが、日本標準職業分類とか、指数の基準時及び統計基準につきまして、その上に21年度実施済みという記述をしている事項がございます。これにつきましては、ここに掲げている事項のように、求められている具体的な措置方策とその結果から見て、当所の目的を達成しているという事項につきましては、実施済みと記述しているところでございます。

参考までに、もう一点だけ御紹介すると、次の55、56ページを御覧ください。ここでは、3つ目の就業の関係とところでございますが、これは重点審議事項にもなるかというところでございます。措置状況のところを見ていただいたらわかるのですが、3つ目の○の辺りに、総務省統計局では追加集計等実施という部分がございますが、その下の○辺りでは「今後も引き続き検討」というように、実施された部分と検討がまだ引き続き行われている部分の両方ある事項がございます。先ほどの9ページの区分でいけば、目的の一部を達成していると思われる事項というのは、こういう例に該当すると整理させていただいているところでございます。

別編の方は内容が多岐にわたりますので、説明はただ今の御紹介ぐらいに止めさせていただきます。

本編の13ページにお戻りいただけますでしょうか。ここでは「Ⅲ 公的統計の作成」ということで、まず基幹統計から整理してございます。

先ほど来の説明にありますように、基幹統計については、3統計が指定されましたので、56統計と。また、この表2の一番下のところを見ていただいたら、括弧書きで平成21年度までは53統計と書いてございます。

以下、可能な限り、前年度の実績を参考値として記述することにより、今年度の取組みが前年に実施してどういうふうになっているのかというのがわかるように記述させていただいているところでございます。

少し飛んでいただきまして、基幹統計の実施状況ということで、16ページでございます。表5にございますように、22年度には基幹統計で実施されたのが38調査ということで、一番下の参考値の昨年度に比べれば、2調査減っております。この中身としては、周期調査の数の変動ということで、昨年度4調査あったのが、今年度は2調査ということで、その部分が増えているということでございます。決して調査が減ったということではございません。

17ページの表6は、公表の状況でございます。これにつきましては、参考値と比べていただいたらよくわかりますが、参考値で公表までの平均期間というのが、昨年度は265日ということになっておりましたが、今年度は182日ということで、大きく改善しております。

一方で、19ページの方に、一般統計調査の公表状況がございます。これにつきましては、先ほどとは逆に、昨年度は212日という周期調査が、320日と増加してしまっているという状況でございます。経常調査については、昨年度より10日ほど短縮されているという状

況になっております。この辺りにつきましては、実施した調査の内容等によって変わってくる部分もございます。

21、22ページ以降が、事業所母集団データベース、後ほど詳しくお話もあろうかと思いますが、その中のデータベースの機能の1つとして、22ページでございます(2)重複是正、調査履歴登録の実施状況でございます。これは報告者負担軽減等も考えまして、各調査において調査対象となったところの調査の履歴登録を行うとともに、抽出する場合に、一定数を超えたら抽出から除外するという重複の是正を行っております。これにつきましては、表13を見ていただいたらわかりますように、重複是正の実施率も15ポイントぐらい上がっております。調査履歴登録の方も20ポイントほど向上しているところでございます。

駆け足で申し訳ございませんが、次に25ページでございます。たびたび出てきております震災の対応でございますが、先ほど基本計画のところ申しましたように、基本計画にも掲げられております特別集計の機能を活用しまして、(1)のAに掲げるような情報提供が行われているところでございます。

イにもございますように、ここでは委員長談話も踏まえまして、国における特別の対応という部分についても記述しておるところでございます。

また、26ページでございますように、各省における対応。先ほど少し御紹介がありましたように、資料にもありますように各省が調査対象地域の除外というようなきめ細やかな現地への対応をしているという一方、時系列比較を行いやすいような対応をしているという部分が記述してございます。

なお、資料編の14～19の方には、委員長談話にもなるべく震災関係の対応状況については散逸しないようにという部分もございました。その点も考慮しまして、あくまでも現時点でございますが、関係の資料を取りまとめているところでございます。

27ページ以降が「Ⅳ 調査票情報の利用及び提供」、いわゆる二次的利用と言われるところでございます。

ここでは28ページの表20でございますように、まず、第33条に基づく調査票情報の利用というところで、この表の一番下の右から2番目の欄を見ていただいたらわかるのですが、この辺りは先生方が使用されるところかなと思います。ここにつきましては、昨年度50件弱だったものが、2倍以上にということで、かなり増加しております。特に何かの調査の利用が多かったというわけではなくて、利用が増えた調査が多かったというところでございます。

29、30ページが、オーダーメイド集計、匿名データの提供でございます。この辺も先ほどの御説明で若干触れておりますので省略させていただきますが、この部分については、先ほどの今後のスケジュールにもございましたように、次回の基本計画部会でももう少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

以下、31ページ以降は委員会の活動等になりまして、既に御承知のところですので、説

明は省かせていただきます。

以上、駆け足となって申し訳ありませんでしたが、施行状況報告のポイントの説明を終わらせていただきます。

続きまして、もう一つの資料。基本計画部会では資料3、委員会では資料1-2という、昨年度の統計法施行状況報告に係る統計委員会意見への対応状況の説明に入らせていただきます。

これはクリップを外していただきますと、2件に分かれます。ゼムクリップでとめてある2件で、まず、国民経産、SNAの事項です。これは担当省庁が内閣府さんということでございます。この資料の整理の仕方は、上の方は統計委員会意見ということで、取り組むべき統計整備の方向性をそのまま抜いてきて記述している部分でございます。これを見ていただいたらわかりますように、SNA関係の御意見では、(i)新しい年次推計方法の確立とシステム構築に関する具体的な工程表を22年度中に策定するという部分と、推計の基となる一次統計等に関する包括的な課題の提示をなささいという部分。

(ii) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステム構築を促進するため、責任体制の明確なプロジェクトチームをつくりなさいという、大きく3点の御指摘がございます。

これに対しまして、担当の研究所国民計算部さんの方で対応していただいて、まず1つ目の○でございますが、工程表については、後ろの方に付いております別添1に工程表をつくっております。

○樋口部会長 ちょっと待ってください。

まず、この報告書本体についての説明は、以上ですか。

○澤村企画官 以上でございます。

○樋口部会長 そうしましたら、そこで質問がもしあればということですね。

○澤村企画官 わかりました。

○樋口部会長 いかがでしょうか。じっくり帰って読むことが必要だと思いますが、この時点で何か聞いておきたいことがあれば、お願いしたいと思います。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 大変細かくて恐縮ですが、先ほどの調査票の利用ですけれども、第33条の2が該当するのかわからないんですが、匿名データですね。これについて海外からの利用というのは、別途わかりますでしょうか。

○澤村企画官 33条2項に基づく利用はないです。

○安部委員 わかりました。

○樋口部会長 もしよろしければ、あとはじっくりお読みいただくということで、ただ、次の事項に入ろうと思いますが、よろしいですかね。要は、今年の事項についてのフォローアップを始めるということで、これは早速もう既に今日できるかと思います。追加事項については、次回以降、確定してから審議ということになりますが、最初は、昨年度の方角性を示したものについてフォローアップをするという作業を進めたいと思います。

特に統計整備等の方向性は7事項ございましたが、まず、ビジネスレジスターの整備について説明をいただくということで、これは。

○澤村企画官 済みません。途中になってしまっておりますので、先に。

○樋口部会長 そうですか。では、そこまで説明いただいて。

○澤村企画官 それで引き続きという形で。

○樋口部会長 わかりました。では、用意をお願いします。

○澤村企画官 説明を続けさせていただきますと、最初にSNAの方です。途中になりましたが、対応としましては、別添1という工程表を作成されました。

プロジェクトチーム、プロジェクトリーダー等の明確化ということで、別添2でまとめております。

資料は、クリップを外していただいた方がわかりやすいです。頭紙に私どものつくった紙と、その次からがプロジェクトチームの基本的な考え方という紙がございまして、その次のホチキス止めからが別添1という横長の表がございます。これがいわゆる工程表という部分でございます。

別添2は、その工程表に従った取組みを決めていくための検討体制というところがございます。ここでは一番右下隅に「体制拡充の推移」ということで、基本計画にも集中的に人員を投入して云々という部分が別添に記載しておりますので、それへの対応事項があるということがございます。

別添3は、国民経済計算における一次統計等の課題でございます。これはあくまで、研究所において整理を行った段階のものということで、一次統計作成府省との協議、調整というのは、これから進められているところですが、昨年度の意見で示された事項への対応をこのように取りまとめているということがございます。

この部分の詳細については、先ほど御了解いただいた今後の進め方の中にありましたように、SNAワーキンググループの方でもう少し詳細な説明、質疑応答等が行われることになろうかと思っております。

最後はビジネスレジスター、もう一つの固まりです。事業所母集団データベースの構築・利活用というところがございます。

これにつきましては、上に書いてございますように、昨年度、更に取り組みを推進すべきという御意見をいただいて、担当の総務省統計局の方では、御意見を踏まえて、別添1にありますように、整備方針を策定するなどの所要の取組みを決めているところがございます。

その詳細につきましては、これから御説明していただいて、その後、御審議いただくこととなりますので、私からの説明は、以上とさせていただきます。

○樋口部会長 それでは、早速、このビジネスレジスターについて、説明をお願いできますか。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 総務省統計局の岩佐と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

対応状況とそれ以下に資料が1～3まで入っております。そちらの資料で対応状況の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、頭紙は対応状況でございますけれども、統計委員会から昨年9月30日に御意見をいただいております。これは関係府省と連携をしまして、ビジネスレジスターへの各種情報等の収録や検討の取組みを推進するという事で、いろいろなビジネスレジスターを活用して、各種統計調査に対する欠損データの補完ですとか、統計データ等の時系列的な整備、共通事業所、企業コードの保持・利活用、重複是正などの推進についての御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、我が方といたしましては、平成23年3月に各府省とも調整の上、整備方針といったものを大臣決定させていただいております。この中で、共通事業所・企業コードを保持・利活用すること。統計の関係の業務支援機能を整備いたしまして、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査、これは20調査ほどになりますが、こちらの方を決定させていただいたということでございますが、こちらにつきましては、後ほど資料に基づき、詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

これ以外に、統括官室が策定するガイドラインの中で、共通事業所、企業コードの保持・利活用に関する規定の追加をさせていただいております。それ以外にも各省会議を開催いたしまして、計画事項の着実な推進を図ってまいっております。

行政記録情報の収録に向けた検討ということでございますが、これは厚生労働省の協力を得まして、労働保険情報の提供を受けております。これを既に経済センサス活動調査の名簿に活用させていただいております。

これは定期的な労働保険情報の取得をビジネスレジスターに活用するという事でございまして、その方法、内容等につきまして、厚生労働省の方と最終調整を現在行っているところでございます。

EDINET情報は、金融庁の有価証券報告書データでございますが、これについては既にデータベースからの変換、ダウンロード等も終了しておりまして、既に照合に向けた分析を開始しております。

これらにつきまして、財務省、金融庁とも打ち合わせを行いまして、各種統計調査への補完など、データの利活用方法について検討を行っているところでございます。

これが全体の概要でございまして、以下、少し資料に基づきまして、詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

資料1に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。

1ページは「ビジネスレジスターについて」ということで、ポンチ絵等がございます。この資料を使いまして、レジスターの概要、整備の目的、これまでの取組み、今後の取組み、課題などについて御説明をしていきたいと思っております。

これはビジネスレジスターでございますが、御案内のとおり、各種統計調査ですとか、

行政記録を共通事業所、企業コードを基にデータベース化したものでございまして、これは主要国におきましては、既に産業統計の基盤として整備、運用されているものでございます。これが新統計法におきまして、総務大臣が整備するデータベースとして新たに位置づけられておりまして、昨年、先ほどのような御意見をいただいているということでございます。

その下に絵がございすけれども、共通コードをキーとしてデータベースを作成ということで、行政記録ですとか、さまざまな統計調査を収録するといったことございまして、右側に主な機能がございすけれども、各種統計調査の名簿情報、補完情報を提供する。

名簿状況提供の際、調査対象者の負担を重複排除という形で、平準化していくことによりまして、各種統計調査の実施支援ですとか、統計調査、SNAの精度向上が図られることが期待されております。

共通の事業所・企業コードをキーとしまして、新たな集計ができるということで、さまざまなものを連結した新たな統計が作成できるのではないかと期待されているものでございます。

先ほど申し上げましたように、22年度末、3月に整備方針を決定させていただいておりまして、現在、具体的な整備法案の検討、今年度中に運用管理規定の整備、来年度に入りましたら試験運用の開始といったことが予定されております。

それを踏まえまして、25年1月に正式な運用を開始する予定というのが全体的な状況でございます。

2ページ目は、ビジネスレジスターと産業関連統計の関係を図にしたものでございます。

上の方にございすけれども、こちらは経済センサスの結果を基盤といたしまして、さまざまな統計調査ですとか、行政記録を活用して、データベースを更新していくということで、ある意味、国勢調査、人口推計のような関係で、経済センサスのデータを、行政記録を用いまして、その変動をレジスターに刻んでいくといった形になろうかと思っております。

それとともに、事業所・企業を識別する統計の共通事業所・企業コードを付番していくといったものになります。

それを基にしまして、母集団情報、各種統計調査の欠損値などに補定するような情報を提供していくことにはなりますが、この母集団情報でございすけれども、現在、ビジネスレジスターと旧事業所・企業統計調査の名簿で見ますと、年間150を超えるような統計調査に対して、名簿の提供が行われております。

今後はレジスターでいきますと、そちらのレジスターからの母集団提供に集約されますので、それぐらいのオーダーの母集団がデータベースの方から提供されることになると考えております。

更に、経理項目が今後ビジネスレジスターに入ってきますので、そういった経理項目を閾値とするような統計調査についても、こちらの方から名簿が提供できると思っておりますので

、更に利用の拡大が図られていくのではないかと考えてございます。

それ以外にも、先ほど申し上げた客体の重複排除ですとか、企業コードの提供を行うということで、統計調査の方が効率的に実施をされるということでございます。

その結果を、主要なものについては、レジスターの方に返すということで、このサイクルが動きまして、全体の統計を効率的に正確に実施ができるようになるということで、先ほど申し上げましたような右側の効果が発生するといった中身でございます。

3 ページ目は、これまでの動きということで、これもリマインド的になりますけれども、御説明させていただきたいと思っております。

我が国におけるビジネスレジスターの整備に向けた動きということで、取組みの概要でございますが、現状の事業所・企業データベースでございますが、これは平成14年から運用を開始いたしております。現在のものは、事業所・企業統計調査、これは5年に2回実施されておりましたけれども、このデータを基本的にはデータベース化して、これを名簿情報として提供しておったということでございます。

19年5月に統計法が改正をされまして、ビジネスレジスター自体が法律上に規定をされまして、具体的な整備の推進についての中身が基本計画の方に策定をされたということでございます。

更に、統計委員会からも昨年、御意見をいただきまして、これに基づきまして検討を進めて、本年3月にビジネスレジスターの整備方針を決定し、各省に通知をさせていただいたということになってございます。

4 ページ目は、これまでの取組みで、どういったことをやってきたかということでございます。

平成21年から研究会等を開催いたしております。清水先生ですとか、こちらにおられます廣松先生に中核的なメンバーとして検討をしていただいております。

平成21年度は、諸外国のビジネスレジスターについての調査を実施いたしました。

昨年度につきましては、プロトタイプのシステムという小さいシステムをつくりまして、それによりましてさまざまな検証、整備方針をどうするかという検討をしてきたわけでございます。

統計データの収録に向けた検討ということでございまして、当然ながら、基盤データは経済センサス基礎調査、活動調査になるわけでございますが、それ以外にも工業、商業、法人企業統計など、さまざまな重要な調査につきまして収録方法の検討を実施してまいりました。

そういったことを踏まえて、優先的にどういった統計調査を収録すべきかといったことを検討してきたわけでございます。

行政記録、民間情報の収録に向けた検討ということにつきましては、基本計画におきまして、商業・法人登記情報についての確認業務、労働保険データ、有価証券報告書情報の収録方法の検討などについて、基本計画に盛り込まれております。こういったことにつき

まして、これをどう生かして、データを更新していくかということについて検討を進めてまいりました。

これらの検討結果等を踏まえまして、先ほど申し上げましたような整備方針を決定させていただいたところでございます。

その整備方針の概要につきまして、5ページ目に整理いたしております。

まず、ビジネスレジスターへの各種情報の収録ということでございます。まず、データベースの方に各種統計調査の実施計画を収録していきたいと思っております。来年度実施します統計調査の実施時期ですとか、どういった時期に母集団を使うといった計画を、統括官室の方で前年度に調査をいたしておりますので、そういった情報をこちらの方に収録するというので、そういった情報を用いまして、確実に調査名簿を収録して、重複排除を実施するといったことをしていきたいと考えております。

主要な統計調査結果につきまして、時系列収録をしたいと考えてございます。

商業法人登記情報、労働保険情報等につきまして収録をする。

それ以外にも、更に精度を高めるために、民間情報を活用したり、地理情報、緯度経度情報のようなものを収録することについて更に検討していきたいと考えております。

ビジネスレジスターの方から各府省に提供される情報といたしましては、まず、統計関係支援業務支援機能ということで、こういった統計のサイクル、名簿を収録して、重複排除をして、データの登録をして、データを開示するといった流れが各府省の統計の担当者から簡単に見えて、進捗状況が明らかになるような機能。そういったところから簡単にやりとりができるような機能を提供していきたいと考えております。

そういったものを使いまして、調査客体の母集団情報ですとか、また、統計調査の補完、検証用データの提供を行っていただきたいと思っております。そういった際に、共通事業所・企業コードを併せて提供していくといったことをやっていきたいと思っております。

それ以外に提供したコードについて、各府省の方で保持をして、調査集計に活用するといったようなことを決定させていただいております。

その詳細については、資料2を御覧いただければと思います。

頭の方で総務大臣が決定をして、各府省の方に通知をしたといった中身になってございまして、1枚めくっていただきますと「事業所母集団データベースの整備方針」という中身でございます。こちらの方も細かく1～6と分かれておりますけれども、この中身の概要をしますと、先ほどの5ページのような中身になってまいります。

この中の4番でございますけれども、事業所母集団データベースに記録する統計調査ということで、どういった統計調査を優先的にデータベースに収録するのかということで、ここで決定をさせていただいております。この中で、特定の産業において悉皆もしくはおおむね悉皆となっているような統計調査ですとか、幅広い産業を対象として一定の悉皆層を有する統計調査のような、かなり重要な統計調査について、こういったものにつきまして、当面別紙のとおりとするということで、裏側を見ていただきますと、別紙です。

これは全部で20統計調査になりますが、まず優先的に、ビジネスレジスターの方に収録をする。これは経済センサス活動調査の共通項目と類似する項目について収録をしていきたいと思っておりますが、こういった20調査について、まず優先的に収録をしていこうということで、各省と相談の上、御用意させていただきました。

こういったことを踏まえて、当面20調査と考えておりますが、その他の記録が必要な統計調査については、また研究会などでも検討をしていきたいと思っております、各省とも相談しまして、そういった統計調査がありましたら、運用管理規定において追加をしていきたいと考えているところでございます。

資料1に戻っていただきたいと思っております。

6ページでございます。

こちらは、ビジネスレジスターの構築に向けた今年度の取組みでございます。平成23年度、24年度の取組みがございまして、これはまさに資料2の整備方針に基づいて取組みを進めるものでございます。

まず1点目が、各種統計調査結果ですとか、行政記録情報の照合・収録に向けた検証ということでございます。これは先ほど申し上げました20統計調査結果、登記情報、労働保険情報などにつきまして、経済センサス、基盤情報との照合方法を確立して、データベースに収録するための検証を実施してまいりたいと思っております。これは統計調査だけでも20調査ほどございまして、登記情報、労働保険情報もそれぞれ月次で数万というデータがございまして、そういったものを照合して、廃業とか新設。新設については、その内容をきちんと明らかにしていくことが必要でございますので、そういった取組みを行うためにも、検証をやってまいりたいと思っております。

年次フレーム、レジスター統計の作成方法の検討ということでございまして、まずはレジスターの方から、先ほど申し上げましたが、経済センサスをベースとした、国勢調査と言えば人口推計のようなものとして、年次でフレームをきちんと提供していくということをやりたいと思っております。収録された情報を基にしまして、事業所企業の基盤情報を更新していくということでございまして、アメリカでいいますと、ビジネスパターンのようなものが年次で提供されておりますが、そういった形で年次でフレーム等を作成、提供するスキームを確立させるための検討を今年度実施していきたいと思っております。

こういった検討を踏まえまして、年度末までに具体的なデータベースの運用管理規定を作成して、整理して、整備をしていきたいと考えているわけでございます。

平成24年度でございますけれども、24年度に入っておりますと、25年1月からレジスターの正式な運用が開始されてまいります。ということで、24年4月からはレジスターの試験運用を実施していきたいということでございまして、そういう中で実際に優先的に収録する20調査については、試験的な収録を開始していきたいと考えているわけでございます。

以上が取組みの概要でございます。

最後、7ページ目に、今後のビジネスレジスターの整備のポイントということで書かせていただいております。

まず1点目は、統計データ、行政記録等の照合・収録のためのリソースの確保ということでございます。ビジネスレジスターの最大のポイントは、データベースと行政記録を照合する登記データ、労働保険データの照合をしまして、新設、廃業事業所を把握して、新設事業所の事業内容を確認するといったことが必要になってまいります。

したがって、これらを確実、正確に実施するための仕組みですとか、体制の整備がどうしても必要になってくると考えてございます。

母集団フレームの年次提供ということでございまして、こういったものをつくる意味という大きな意味の1つでございまして母集団フレームを年次で提供していくということで、ビジネスレジスターと経済センサスが5年に2回ございまして、そういった実施・整備サイクルを連動させまして、各種統計調査の基盤となる母集団フレームを年次で提供していきたいと考えてございます。

更に精度を向上させて、利便性を向上させていくに、更に整備に有用な民間情報や一次情報の活用に向けた検討をしていきたいと考えてございます。

最後に、こういったものができると、こういったものを基盤として、統計情報の効率的な整備をしていこうということでございまして、レジスターを集計したさまざまな統計ですとか、あとは効率的な重複排除、どうやったらこういう指摘に更に情報が収集できるのかということ辺りを考えていくといったことがポイントになってくるのかなと考えてございます。

御説明はしませんが、資料3は、各省との検討会議に出している資料でございまして、計画事項がどういうふうに進んでいるのかということを示しておりますけれども、これは今の説明の中でほぼ説明させていただいている事項でございまして、御説明の方は省略させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をいただけますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 説明の中でも触れられましたので、私の方からも一言申し上げます。

昨年から研究会に出て、検討に加わっているわけではありますが、一応、私個人としても、このビジネスレジスターというのが、産業関連統計の基盤であって、それによって高度な統計の作成が可能となるという意味で、我が国の統計全体、特に産業関連統計の全体にとって、非常に重要な取り組みであると認識をしております。

これまでの検討の結果、この3月でしょうか。各府省の協力も得て、整備方針がとりまとめられたことは大変大きな成果であると評価しています。といいますのも、これが本格稼働すれば、諸外国のビジネスレジスターに匹敵、あるいはそれ以上の基盤システムが整

備されることになるのではないかと考えているからでございます。

ただ、最後の方でも御紹介がありましたとおり、検討の過程等で大変気になりますのは、リソースの問題でございまして、今後の作業として不可欠な行政記録や統計調査の照合や収録、あるいは他にプロファイリングという言い方をすることもございますが、7ページの最初の○の3行目辺り。新設・廃業事業所の把握及び新設事業所の事業内容の確認業務というのは、技術的にも大変高度ではありますが、やはりリソースが大変要するものだと思います。この研究会の中でも、国際的な動き等の情報もいろいろ出していただいたわけではありますが、諸外国においても多くのリソースを投入していると聞いております。その意味で、総務省が中心ではございますが、関係府省におかれまして、必要なリソースの確保ということにも十分努力をいただいで、このデータベースの本格的な運用が開始されることを是非着実に進めていただければと思います。

とりあえず、感想というか、印象としては以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

深尾部会長代理、どうぞ。

○深尾部会長代理 細かいことで恐縮なんですけれども、資料1の2ページの右側にある共通事業所・企業コードを提供して、各種統計調査を連結した集計・分析を可能にする。これは統計の二次利用の上で非常に重要な取組みだと思うんです。例えば賃金構造基本調査と工業統計調査の公表を事業所レベルでマッチングするということは可能になると思うんですが、1つ質問したいのは、統計法の第33条で公共性が非常に高いこういう分析であれば、調査票情報が提供されるということになっていると思うんですが、この共通事業所・企業コードというのは「調査票情報」ではなくて「調査票事業所情報等」と言うんですか。プラスαの情報になっている気もするんですが、これは例えば第33条で申請をして、公共性が高い申請があったときに、このコードも提供されるんでしょうか。各府省が保管しているコードですね。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 それは、データベースの情報としてということでしょうか。

○深尾部会長代理 各府省が持っている調査票情報にコードがくっ付いた形で提供されないと、データが連結できませんね。だから、調査票情報自体ではないと思いますので、そこら辺の法の関係はどうなっているかということです。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そこを運用するときまでに、まだいろいろ整理しなければいけないことがあるのかもしれませんが、一般的には、調査票データを管理する一環の中で共通コードを保持してくださいと言っておりますので、調査票情報の一部として考えて整理をされるということではないかと思います。

○深尾部会長代理 提供できるという方針ですね。提供できないと、委員会でもって省庁にまたがるマッチングができなくなると思うんです。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 その辺は、統括官室も最後、運用

のところは運用管理規定を整備するまでに整理しなければいけないところ、集計の仕方とか、いろいろなものがございまして、そういったところも併せて整理をしていきたいと思っております。

○樋口部会長 今回の点は、本来、5ページに示されています、統計委員会が昨年度指摘した項目の中で、アンダーラインが引かれているところに「共通事業所・企業コードの提供」というのがあって、これについてフォローアップしようということですので、非常に重要な点になってくるかと思えます。

共通コードが付されると同時に、従来、各省庁が持っていたコードがございましてね。これは逆に、今後は使わなくなってくるという形で、これに置き換えられていくという理解でよろしいのでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そこは各府省の判断になると思えます。我が方は、いただいたものに対して、各府省も調査用の整理コードというのは必ず持っていると思えますので、それが必ずしも我々のコードに置き換えられるかどうかはわかりません。追加的に共通コードを付与してお返しするという事で、あとはそれをリンクするときに、それを使っただけなのではないかという考え方をしております。調査をやる際に、共通コードをやっていただいてもいいですし、別途お付けになるのは、特段調査の整理上は問題ないのかなと我々の方としては考えております。

○樋口部会長 ただ、二重にコードが付くということになってきて、簡素化といいますか、その方針から考えれば、置き換えられていくという方向が出てくるだろうと思えます。いずれにしましても、情報はありますということになってしまいますね。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今回の御指摘の点は、確かに使われるようになると、より有効性が高まるというか、そのような側面を持つものだろうと思うんです。ですから、先ほど統計局の担当者の方がおっしゃったとおり、本格運用を始めて、それが広く調査実施部局の方でも使われるような形になるように、今後努力をしていくことが必要ではないかと思えます。

恐らく、事業者コード、企業コード等は、おっしゃるとおり、調査票情報というよりも、どちらかというとも情報なわけですね。ですから、それを今の統計法の中でどういうふうに整理をして、どこまで通達するかということは、まだ今、明確に決まっているものではないと思えます。

○樋口部会長 その一方で、調査される側にとっては、省庁によってみんな構図が違ってくる。ここに記入するのは、どの省庁のコードですかということも起こっているようで。

○廣松委員 一部そうだと思います。ただ、恐らく今、直接調査対象者の方にコードを記入していただくということは、余りないと思えます。あるいは既に事前にプレプリントされているか、何かだんだん更に進んでいくだろうと思えますから、その意味で調査対象者の方に、コードのことで報告負担を増やすということは、多分今後はだんだん減っていくのではないかと考えます。

○樋口部会長 まさにそうなのですが、行政として結局2つのコードを使ってマッチングをやるわけです。その作業も、リソースの話との絡みでいくと、本来単純化しておけばいいのではないのという意見が必ず出てくるかなと思ってしまして、今後の課題かもしれません。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 ビジネスレジスターは事業所の調査と理解するんですけども、ここでは企業の統計調査などを連結するというのように見えるんですが、これは要するに、企業活動を事業所に分割するという趣旨は余りなくて、ある企業の事業所が4つあるとすると、その4つの事業所に企業全体の情報が連結されているというか、相互参照できるというイメージでお考えなんですか。それとも何かもっと違うことを考えておられるのか。

その点について、恐らく議論は既にされていると思うので、何か参照できる資料があれば御教示いただければと思います。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 経済センサスのデータが基本になっていますので、そういう意味でいうと、経済センサスは、基本的には事業所単位で情報をとっておりまして、かつ企業単位でも、企業調査の方で法人などの情報をとっていますので、企業情報は企業情報として持ち、基本的には事業所単位で事業者数とか、そういった基本的な属性情報を持っておりましてといったような意味になっております。

そういう意味では、足し上げれば当然集約できますし、企業として持つべき情報は、別途企業情報として把握していくだけの話になっております。

○樋口部会長 両方持っているということですか。

○安部委員 私が伺いたかったのは、むしろ別の統計調査と連結するということに、連結される側の方が企業単位であるということはないのかなと思ったんです。

○岩佐総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 だから、企業単位で連結する場合には、企業コードと事業所コードは別とっておりますので、企業の場合には企業コード同士で連結するという形になります。

○安部委員 わかりました。

○樋口部会長 ほかにいかがでしょうか。

多分、まだ今日お話を伺って、新たな疑問も出てくるかと思っておりますので、一応今日はこれまでということにして、また随時御審議をいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

おおむね予定の時間がまいっておりますが、本日の部会はこの辺りで終了させていただきたいと思っております。暑い夏になりそうですが、どうぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

では、次回以降について、事務局からお願いいたします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回は、既に開催通知をもってお知らせしておりましたとおり、7月14日13時から、本日と同様にこの会議室にて行います。

先ほど説明のあった資料1の別紙2にあるとおり、次回はオーダーメイド集計、匿名データの作成及び二次利用、調査情報の提供、統計職員等の人材の育成・確保についてを審議する予定です。

また加えて、行政記録情報等の活用については、私ども事務局の方から調査研究の結果について報告させていただく予定でございます。

また、先ほど御説明しましたように、総務省から報告されました平成22年度統計法施行状況の全体版が今回出ましたので、こちらを踏まえて、申し訳ございませんけれども、もう一回質問事項及び追加的な重要検討事項の候補について、事務局から先生方に別途メールで徴収させていただきますので、どうぞよろしく御回答お願いしたいと思います。

○樋口部会長 では、本日の会議はこれで終了したいと思います。

本日御説明いたしましたように、統計委員会で総務省から報告されました平成22年度統計法施行状況の全般について、もう既に御説明いただきましたので、1週間という短いスパンでございますが、御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日はこれで終了します。どうもありがとうございました。